

中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。

【中小企業】 全雇用者の給与等支給額の増加額の最大 45%を税額控除。

適用期間：令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度

詳細は、下記または HP でご確認ください。

中小企業税制サポートセンター

☎ 03-6281-9821 平日 9:30~12:00、13:00~17:00

〈HP〉 <https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>



中小企業向け
賃上げ促進税制 HP

※ 中小企業税制サポートセンターにおいては、制度の概要等についてご案内します（個々の事例における税制の適用可否を判断するものではありません）。また、ご質問によっては確認が必要なため、回答までに 1 週間程度お時間を要する場合があります。

沖縄人材活躍推進貸付利率特例制度

・金利優遇制度

・人材育成・人手不足対応等に積極的に取り組む事業者に対して、金利負担を軽減する特例を設けることにより、沖縄の持続的な経済成長を支える人材の確保・育成並びに雇用環境の改善などを促進する制度です。

〈問い合わせ〉 沖縄振興開発金融公庫

・本店

融資第二部 中小企業融資第一班 TEL098-941-1785 中小企業融資第二班 TEL098-941-1795

・中部支店 業務第一課・第二課 TEL098-989-6604 ・北部支店 業務課 TEL0980-52-2338

・宮古支店 業務課 TEL0980-72-2446 ・八重山支店 業務課 TEL0980-82-2701

〈HP〉 https://www.okinawakouko.go.jp/userfiles/files/pamph./R6pannhu_tyuusyou.pdf

賃上げ貸付利率特例制度

・金利優遇制度

・雇用者給与等支給額の総額が最近の決算期と比較して 2.5%以上増額する見込みのある方に対し、金利を優遇する制度です。

〈問い合わせ〉 沖縄振興開発金融公庫

・本店

融資第二部 中小企業融資第一班 TEL098-941-1785 中小企業融資第二班 TEL098-941-1795

・中部支店 業務第一課・第二課 TEL098-989-6604 ・北部支店 業務課 TEL0980-52-2338

・宮古支店 業務課 TEL0980-72-2446 ・八重山支店 業務課 TEL0980-82-2701

〈HP〉 中小企業資金：https://www.okinawakouko.go.jp/userfiles/files/pamph./R6pannhu_tyuusyou.pdf

生業資金：https://www.okinawakouko.go.jp/userfiles/files/pamph./R6pannhu_seigyous.pdf